

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和 6年 4月 8日

静岡県知事 殿

提出者

住所 静岡県掛川市高田149番地の1

氏名 株式会社 藤本組

代表取締役 鈴木教郎

電話番号 0537-26-1105

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 藤本組
事業場の所在地	静岡県掛川市高田149番地の1
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	総合工事業
② 事業の規模	1,587,434千円（令和5年6月30日実績）
③ 従業員数	34人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	各現場、本社 → 分別 → 運搬業者引取 → 運搬処分

（日本産業規格 A列4番）



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

本社（建設事業部） → 各現場（現場担当者）
事務担当（経営管理部）

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.14 t
	がれき類	3585.783 t
	がれき類（石綿含有産業廃棄物）	3.7 t
	金属くず	0.65 t
	建設汚泥	10.617 t
	建設混合廃棄物	9.1 t
	石膏ボード	0.23 t
	廃プラスチック類	21.035 t
	木くず	85.37 t
	廃油	0.01 t
	（これまでに実施した取組） ・分別回収容器の設置	
【目標】	産業廃棄物の種類	排出量
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2 t
	がれき類	850 t
	がれき類（石綿含有産業廃棄物）	t
	金属くず	t

②計画	建設汚泥	10 t
	建設混合廃棄物	3 t
	石膏ボード	t
	廃プラスチック類	10 t
	木くず	120 t
	廃油	t
	(今後実施する予定の取組) 工事箇所毎に発生廃棄物の素材を把握し、再資源化を前提とした分別回収・処分の計画及び取り組むことにより、再資源化率の向上を図る。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・回収容器の設置	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・分別回収容器の設置 ・社内パトロール時の確認強化	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量
		t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		t	t
		t	t
(これまでに実施した取組) 該当なし			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量
		t	t
		t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		t
	(今後実施する予定の取組)	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
		① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず					0.000
	がれき類		3,585.783			3,585.783
	がれき類（石綿含有産業廃棄物）					0.000
	金属くず		0.650			0.650
	建設汚泥		10.617			10.617
	建設混合廃棄物					0.000
	石膏ボード					0.000

廃プラスチック類		21.035			21.035
木くず		85.370			85.370
廃油			0.010		0.010
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り再生利用業者へ処理委託を行い、埋立処分量の低減を図る。 ・正確な報告業務をする為、電子マニフェスト利用を促進する 					

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	2.000				2.000
がれき類		850.000			850.000
がれき類（石綿含有産業廃棄物）					0.000
金属くず					0.000
建設汚泥		10.000			10.000
建設混合廃棄物	3.000				3.000
石膏ボード					0.000
廃プラスチック類		10.000			10.000
木くず		120.000			120.000
廃油					0.000
(今後実施する予定の取組) ・再生利用業者への処理委託率の維持 (令和6年度報告実績99.6%) ・再生利用業者の選定は、優良認定処理業者を優先する ・工事毎の達成目標見据えた分別・回収処分の計画及び処理の実施					
※事務処理欄					

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じた事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

じ

と。

中

間

量

行

収

あ

へ

と

の

入